

松浦市監査委員公表第3号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年7月19日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度後期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>3. 補助金に関すること</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ウ まつり開催費補助金において、補助金の処理は適正に行われていたが、地域経済財活性課が事務局を担当している「まつり実行委員会」の会計事務規定について、前回の定期監査においても指摘をしていたが、整備されていなかった。早急に整備されたい。(地域経済活性課)</p>	<p>(文化観光課)</p> <p>「まつり実行委員会」の会計事務規定については、令和5年度初めてのまつり実行委員会にお諮りし、整備いたしました。</p>